

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ◆ 課単位で行った忘年会

**Q** : 当社では、毎年、社員全員で忘年会を行っていましたが、今年は、各課単位での忘年会にしました。

この場合、会社で負担した忘年会の費用を福利厚生費として処理してよいのでしょうか。

**A** : 忘年会が全ての課で行うものであり、また、負担する金額がおおむね一律で通常行われる範囲のものであれば、福利厚生費となります。

### 【解説】

忘年会は、現在日本では慣行的に行われる慰労会等と認められますし、業務に関連したもので、恣意性はないと認められますので、給与にはなりません。

また、慰労会等の費用として通常要すると認められる金額であれば、福利厚生費に該当し、交際費等には含まれません。

従業員を対象とするレクリエーションは、会社の規模によって必ずしも同一の時期、方法で行われるとは限りません。各課ごとの慰労会もその部課に属する全従業員を対象としたものであれば、福利厚生費となります。

ただし、一部の部課のみの費用を負担した場合には、交際費等となりますので注意してください。

なお、レクリエーション行事を課単位で行うこととしている場合には、その行事の実施状況を明らかにしておくとともに、各課に支給された金銭が社内行事の費用に充てられたものであることを証する資料を保存しておくことが必要です。

